

平成21年 2月24日

各 位



会 社 名 株式会社ベンチャーリパブリック  
(コード番号：2177 大証ヘラクレス)  
所 在 地 東京都港区西麻布四丁目3番11号  
代 表 者 代表取締役社長 柴 田 啓  
問 合 せ 先 取締役副社長 柴 田 健 一  
(TEL. 03-6419-2901)

## 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、平成21年2月24日開催の取締役会において、下記のとおり当社取締役に対しストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額及びその内容について承認を求める議案を、平成21年3月26日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を一層高めることを目的とし、職務執行の対価としてストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 議案の内容

当社取締役の報酬等の額は、平成18年12月27日開催の臨時株主総会において年額8,500万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、下記のとおり、会社法第361条第1項第3号に規定する報酬等のうち金銭でないものとして、年額3,500万円の範囲で取締役に対して新たにストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役の員数は3名（社外取締役を除く）となります。またこの報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

ストック・オプションとしての新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式45,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換を行う場合等、その他必要と認められる場合には、当社取締役会の決議により必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

450個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株とする。（但し、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日から10年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上